固定資産評価審査委員会

○　固定資産評価審査委員会の概要

1．特色・役割

地方自治法及び地方税法の規定により、**市町村に設置が義務づけられた執行機関。**（地方自治法第180条の5第3項、地方税法第423条第1項）

固定資産税を課税する際には、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて、固定資産課税台帳に登録された価格を基礎とする。

この価格に対し、納税者から不服が提起された場合に、**価格について審査・決定を行う。**（なお、決定について市長は拘束され、申出人に不服がある場合は、訴訟を提起することができる。）

評価・課税主体である**市長から独立した第三者機関**である委員会が、固定資産の評価額の適否に関する審査を行うことで、評価の客観的合理性を担保し、納税者の権利を保護するとともに、固定資産税の適正な賦課を図るための制度である。

2．定数

本市においては**12人**（大阪市固定資産評価審査委員会規則第1条）

3．委員の選任

(1)　当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。（地方税法第423条第3項）

(2)　本市においては、(1)のすべての条件を満たすこととしており、弁護士、建築士、税理士、不動産鑑定士等を選任している。

4．任期

任期は**3年**。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間。（地方税法第423条第6項）

再任については妨げないこととされており、本市では、3期まで継続可能とし、現在3期目の委員は3名である。

5．委員会の運営

委員会には、互選により委員長をおく。（大阪市固定資産評価審査委員会規則第2条）

審査決定については、委員のうちから委員会が指定する3名で構成する合議体で事案を取り扱う。（地方税法第428条第1項、大阪市市税条例第78条）

現在の合議体数は4。

各合議体では、形式審理を行ったのち、書面審理・口頭による意見陳述等、実質に審査を行い、審査の決定を行っている。

<u>21年度実績</u>：　審査申出件数　４７４件（うち処理済　４１８件　約89%）
合議体開催回数　９３回（平均7.75回/月、平均2時間以上/回）

※　1件の申出につき、形式審理に始まり決定に至るまで、3～5回程度の審理を合議体で行っている。難件の場合は、数ヶ月以上に及ぶ。

固定資産評価審査委員会審理の流れ

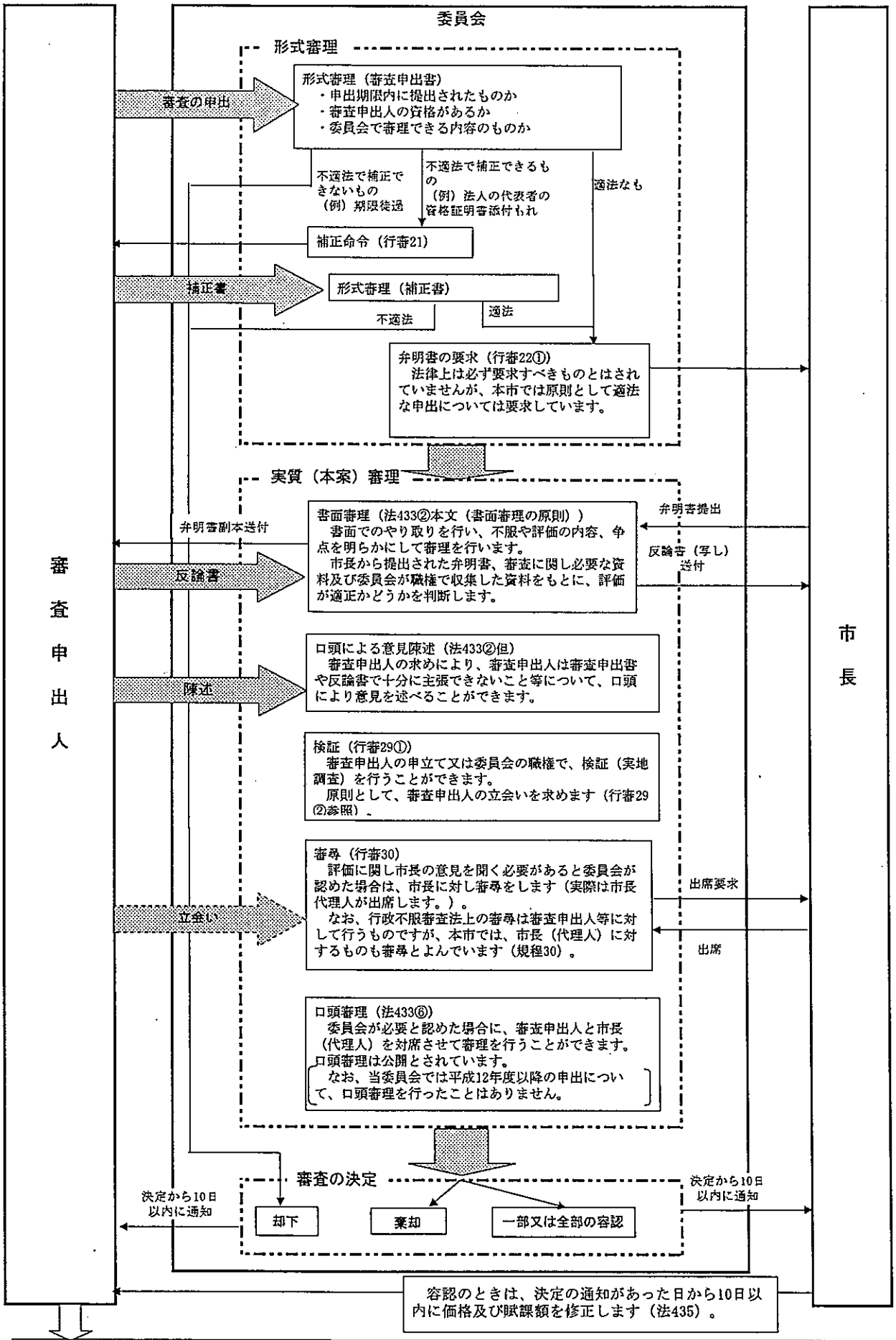

※　法：地方税法、行審：行政不服審査法、行訴：行政事件訴訟法、規程：大阪市固定資産評価審査委員会規程

委員会の概要等

名称：固定資産評価審査委員会　　補職（　　）

定　　数	12人
任　　期	3年
選任・承認の方法	市会の同意を得て、市長が任命する。
準拠法令	地方自治法第180条の5第3項第2号・地方税法第423条第1項
成立条件	総会：在任委員の3分の2・合議体：構成委員の過半数（2人）以上
報　　酬	委員長　日額 27,400円　その他の委員　日額 21,400円

（A）会　議	
年　　度	平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）
開催回数	93
（月平均）	7.75回
月最多／月最小	9回／4回
年間所要時間	218:20
（月平均）	18:12
最長時間／最短時間	4：25／　0：20
単価（1時間当り）	－
単価　（1回当り）	委員長 26,000円　その他の委員 20,300円（1日当たり）

（B）会議以外	
年　　度	平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）
開催回数	3回
（月平均）	0.25回
月最多／月最小	1回／0回
年間所要時間	17:00
（月平均）	1:25
最長時間／最短時間	8：00　／　5：10

（A）＋（B）	
年　　度	平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）
開催回数	96回
（月平均）	8回
月最多／月最小	－
年間所要時間	235:20
（月平均）	19：37
最長時間／最短時間	8：00　／　0：20
単価（1時間当り）	－
単価　（1回当り）	委員長　26,000円　その他の委員　20,300円（1日当たり）

備　　考	補職の有無による出席回数の差異は基本的にはないため、補職ごとの回答書は作成していません。 （A）会議＝総会＋合議体審理の回数 （B）会議以外＝研修会、資料の検証等の回数 ※　研修会に係る出張については、移動時間は含めていません。 ※　最短時間（20分）は、総会と同日に行われたため、報酬は発生していません（報酬は日額で発生するため）。 ※　単価は、特例条例による減額後の金額を記載しています。

平成２１年度　年間業務実績

補職（　　）

4月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
9日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:30
17日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	2	1:40
22日　総会	大阪市役所	11	1:50
22日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	0:20
小　計			5:20

5月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
8日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:53
13日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:41
19日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	2	2:00
25日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:40
小　計			7:14

6月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
1日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:50
2日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:17
4日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:46
10日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:03
15日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:50
19日　第２合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	2:00
23日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:45
25日　第１合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	2:36
小　計			17:07

7月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
1日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:10
7日　第２合議体（口頭による意見陳述・書面審理・現場検証）	大阪市役所・西淀川区内	3	2:10
9日　第１合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	2:50
14日　第２合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:00
15日　第３合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	2:30
22日　第４合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:50
23日　第１合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:00
28日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:30
29日　第３合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:00
31日　固定資産評価審査委員会運営研修会	滋賀県大津市	1	5:10
小　計			30:10

8月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
3日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:30
4日　第２合議体（書面審理・市長代理人に対する審尋）	大阪市役所	3	3:45
6日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:20
12日　第３合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:00
18日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:47
21日　第１合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	2:30
24日　第４合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:00
26日　第３合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	2:25
小　計			22:17

9月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
1日　第２合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	1:45
3日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:45
7日　第４合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:17
9日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:30
15日　第２合議体（書面審理・市長代理人に対する審尋）	大阪市役所	3	2:30
18日　第１合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	2:45
30日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:30
30日　第４合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:00
小　計			18:02

平成２１年度　年間業務実績

１０月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
６日　第２合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	2	3:35
７日　第１合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:15
８日　総会	大阪市役所	12	0:35
14日　第３合議体（口頭による意見陳述）	なんば市税事務所	3	1:50
16日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:30
21日　第２合議体（口頭による意見陳述・市長代理人に対する審尋・書面審理）	大阪市役所	3	2:13
22日　固定資産評価研究大会	東京都千代田区	4	8:00
26日　第４合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	2:29
27日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:50
30日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:40
小　計			29:57

１１月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
４日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:20
６日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:40
10日　第３合議体（書面審理・市長代理人に対する審尋）	大阪市役所	3	2:30
11日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:50
18日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:30
20日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:55
25日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:55
30日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:30
30日　合同合議体（書面審理）	大阪市役所	11	0:50
小　計			22:00

１２月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
４日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:00
４日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:23
７日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:04
10日　第３合議体（書面審理・口頭による意見陳述）	大阪市役所	3	3:05
15日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:15
16日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:00
18日　第１合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	3:05
21日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:00
小　計			17:52

１月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
８日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	0:57
12日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:35
13日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:48
13日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:30
15日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:00
21日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:05
26日　第１合議体（書面審理・口頭による意見陳述）	大阪市役所	3	3:40
27日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	2	2:25
27日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	0:58
小　計			20:58

２月

業務内容	勤務場所	人数	所要時間
１日　第３合議体（口頭による意見陳述）	大阪市役所	3	2:13
２日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:28
９日　第１合議体（書面審理・市長代理人に対する審尋）	大阪市役所	3	4:25
10日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:25
12日　第３合議体（口頭による意見陳述・書面審理）	大阪市役所	3	1:56
16日　第２合議体（書面審理・市長代理人に対する審尋）	大阪市役所	3	2:05
19日　第３合議体（市長代理人に対する審尋・検証・書面審理）	大阪市役所・東淀川区内	2	2:20
23日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:43
24日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:31
小　計			21:06

平成２１年度　年間業務実績

3月			
業務内容	勤務場所	人数	所要時間
２日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:40
９日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:05
15日　資料の検証	大阪市役所	3	3:50
16日　第２合議体（書面審理）	大阪市役所	3	0:55
17日　第１合議体（口頭による意見陳述）	大阪市役所	3	2:13
24日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	2:45
25日　第３合議体（書面審理）	大阪市役所	3	1:51
26日　第１合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:53
30日　第４合議体（書面審理）	大阪市役所	3	3:05
小　計			23:17

平成21年度 業務所要時間	
合　計	235:20

委員会の概要等

名称：固定資産評価審査委員会　　補職（　　）

定　　数	12　人
任　　期	3　年
選任・承認の方法	市議会の同意を得て、市長が選任する。
準拠法令	地方自治法第180条の５第3項及び地方税法第423条
成立条件	総会：在任する委員の２/３以上　　合議体：構成委員の過半数以上
報　　酬	21年3月まで　日額　（委員長）27,400円　（委員長以外）21,400円
	21年4月から　日額　（委員長）26,000円　（委員長以外）20,300円

（A）会　　議

年　　度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	88	71	51
(月平均)	7.3	5.9	4.2
月最多／月最小	１０／４	９／４	６／２
年間所要時間	211:20:00	173:40:00	128:10:00
(月平均)	17：61	14:47	10：68
最長時間／最短時間	2：30　／0：30	2：30　／　0：20	4：15　／　0：35
単価（１時間当り）	－	－	－
単価　（１回当り）	（委員長）27,400円（委員長以外）21,400円		

（B）会議以外

年　　度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	6	5	2
(月平均)	0.5	0.4	0.1
月最多／月最小	３／0	１／0	１／0
年間所要時間	19:40	18:00	12:00
(月平均)	1：63	1：50	1：00
最長時間／最短時間	5：00　／　2：00	7：00　／　2：00	7：00　／　5：00

（A）＋（B）

年　　度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	94	76	53
(月平均)	7.8	6.3	4.4
月最多／月最小	１３／４	１０／４	７／２
年間所要時間	231:00:00	191:40:00	140:10:00
(月平均)	19:25	15：97	11：68
最長時間／最短時間	5：00　／0：30	7：00　／0：20	7：00　／0：35
単価（１時間当り）	－	－	－
単価　（１回当り）	（委員長）27,400円（委員長以外）21,400円		

備　　考	1　(A)会議：総会＋合議体審理の回数（B)会議以外：研修会等の回数 2　研修会に係る出張については移動にかかる時間は含めず。 3　補職の有無による出席回数の差異は基本的に無いため、補職ごとの回答書は作成しておりません。